

郵便局データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会 (第2回) 議事要旨

- 1 日時：令和4年1月25日(火) 15:00～17:00
- 2 場所：WEB会議による開催
- 3 出席者：
 - ・ 構成員
谷川座長、中村座長代理、大谷構成員、越塚構成員、関構成員、巽構成員、長田構成員、増島構成員、森構成員、山本構成員
 - ・ オブザーバー
小池日本郵便株式会社常務執行役員、根岸日本郵便株式会社常務執行役員、大角日本郵政株式会社 DX 推進室長、赤阪個人情報保護委員会事務局参事官、西岡内閣官房郵政民営化推進室副室長、田邊デジタル庁参事官、小川総務省総合通信基盤局電気通信事業部消費者行政第二課長
 - ・ 総務省
今川郵政行政部長、高田企画課長、松田郵便課長、小林貯金保険課長、寺村信書便事業課長
- 4 議事
 - (1) 開会
 - (2) 議題
 - ① データの取扱いWGからの進捗報告
 - ② データ活用推進WGからの進捗報告
 - ③ 改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正(案)について
 - ④ 意見交換
 - (3) 閉会
- 5 議事要旨
 - (1) 開会
(事務局より開会の宣言。)
(議題に入る前に、参考2-5に基づき、日本郵便株式会社根岸常務執行役員より、業務外活動におけるお客さま情報の利用に係る調査結果等について説明があった。)
 - (2) 議題
 - ① データの取扱いWGからの進捗報告
(データの取扱いWGの主査である中村座長代理より、資料2-1に基づき、公的機関等への情報提供の可否に関する検討の進捗状況について説明があった。)
 - ② データ活用推進WGからの進捗報告
(データ活用推進WG庄司主査より、資料2-2に基づき、データ活用が期待される分野やニーズに関する検討の進捗状況について説明があった。)

③ 改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正（案）

（事務局より、資料２－３に基づき、改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン及び解説の改正（案）について説明があった。）

④ 意見交換

（各構成員より、以下のとおり意見があった。）

大谷構成員： まず、日本郵便からの報告についてコメントさせていただく。郵便局データのこれまでにない利用方法について、社会的な受容をこれから得ていかなければならない時期に、お客さま情報の不適切利用ということがないように、ガバナンスを強化して、信頼を得ることがとても大切な時期だと考えるため、説明のあったような取組をしっかりといただければと思う。

データの取扱いWGに関して、転居届の情報については、信書の秘密や郵便物に関して知り得た情報という側面のみを見れば、弁護士会の照会に応じることができる整理することができてしまうのだと思うが、住所情報というのは生命・身体への被害などに直結しやすい。WGでも適切に議論いただいたように、DV被害を助長するような用途で利用されないような工夫を講じなければ、安易に照会に応じることにはできないものと考えてべき。DV被害者などに対しては、自治体に支援措置を申し出て支援対象者となった方は、住民票や戸籍の閲覧などの請求があっても拒否するという措置が講じられているため、これらの取扱いとの不整合が生じないように、実務的な工夫をしていただく必要がある。住所情報に限ると、プライバシー・個人情報保護の要請とは別の側面もあると思われるため、その性質上、郵便分野だけではなく、電気通信事業分野も平仄を取るべきものではないかと考えている。現在議論が進められている民事訴訟法の改正において、DV被害者などの住所を秘匿したまま訴訟を進行するためのルールなども検討されており、社会的にもあらゆる場面でそういった配慮を実装することが望まれる時代となっているため、引き続きWGでの慎重な議論をお願いしたい。

データ活用推進WGに関して、データガバナンスの重要性を改めて感じた。郵便局のデータは、国家レベルでのベースレジストリの作成に当たって、居住実態などを確認するためにそのミッシングパーツを補完する内容を持っているという点でも非常に期待できる。郵便局データの公共的性格に直結するようなデータの活用と、公共的性格に直結していないデータとを区別し、後者については有償でのビジネス利用も視野に入れて検討することができるものだと思う。まず、公的要請について優先的に検討していくことが必要。2018年の大阪北部地震により、ブロック塀が倒壊して通学中の児童の命が失われるような不幸な事案があった。その後、全国の自治体で通学路のブロック塀調査をしたことがあったが、郵便物の集配などの業務に際して、ブロック塀の状況や通学路に危険なものがないかというような情報について、きめ細やかに収集したマップといったものも作成できるのではないかと期待している。

越塚構成員： 郵便局はかなり公的な性格からスタートしていることもあり、公益性の高いデータを保有していることを痛感し、公的な要請や地域の課題解決

に資することができる可能性が大きいと考えている。ただ、公的要請へのコミットを増やし過ぎると日本郵政グループの経営が苦しくなるということもあり、他方で公益性も重要であるため、バランスが必要。その中でも、新規ビジネスの創出に関してはしっかり考えるべき。また、日本全体が縮小傾向にある中で、郵便局だけでなくコンビニ、自動車営業店、薬局、地方銀行等あらゆる分野で地域のデータや地域の物理的な拠点を活用しようという話が重複しており、全体としてどうすべきなのかという点が難しいと感じた。

オープンデータは、郵便番号やポストの位置等活用可能なデータが大分顕在化してきたが、さらに棚卸しをするとまだ可能なものはあるかと思う。公的な面だけではなくビジネス面でもメリットが大きいため是非積極的に進めていくべき。

保有データの利活用やデータの収集能力、業務効率化に関しては、例えば道路やインフラの維持管理に係る情報収集等は、民間の物流事業者がやられていることと共通する部分も多く、そのような部分に関しては同様に進めていくと良いか考える。

また、自前のデータの検討だけでなく、電気やガスのスマートメーターのデータを不在配送の解消に活用する等、外部のデータと連携して活用することも検討して、業務効率化が図れると良い。

地域課題の解決や新規事業の開拓を各地域で行う代表的な取組にスマートシティがあるが、現在郵便のコミットがほとんどない印象。スマートシティの取組に参画することによって、様々なアイデアや可能性が出てくるのではないか。総務省は自治、テレコム観点で、スマートシティを推進している中核の組織でもあるため、スマートシティという観点から様々なデータの利活用等にコミットすることで、新しい取組に繋げていくと良いのではないか。

関構成員： 活用推進WGに参加しているが、郵便局データの可能性を感じた。ビジネス面では、地図に関しては収集データが様々なところで活用できる。例えば、ベースレジストリの中にも郵便番号というのは既に指定されているが、他にも入り口に関するデータ等、データ化すると有益なものが多くあると感じた。

一方、公的要請に関しても、自治体の話を聞くと、窓口業務のデジタル化が進む中で、例えば郵便局にキオスク端末みたいなものを置いて業務を集約できないかというアイデアも出てきている。既にWGで加古川市、生駒市等からの発表もあったように、自治体の郵便局データに対する期待値は高い。

実現に向け検討する際、もちろん個人情報部分に関しては整理する必要があるが、もう1点考えるべきは業務のデジタル化である。現状は配達原簿が紙で管理されていてそのままではデータとして活用できないといった問題がある。実現にはそれなりに投資し、しっかりとしたシステムを組む必要がある。そのため、データプラットフォームをどう作るかが非常に重要である。それによって、データガバナンスも向上し、ゆうびんIDを活用したオプトインでの許可の取得等もやりやすくなる。

また、既に自治体としてはニーズがあるため、特定の地域でユースケースを作りながら検討する動きができると、リスクも含めて実情が分かり、推進されていくのではと考えている。

異構成員： 個人情報の利活用に当たっては徹底したガバナンスが必要であり、それに基づく利用者の信頼が確保されなければならないということは共通の認識であると言える。その観点からは、今回のような事態が起きたことも、今回報告にあった限りで自社調査を終えるということも、いずれも論外ではないか。資料の中に個人情報の「不適切な」取扱いという表現があったが、資料にある事実を前提にただけでも、違法な取扱いが行われたということはほぼ確実に推認でき、これを「不適切な」取扱いだと公表すること自体、日本郵便は個人情報保護法を理解していないと知らしめるような事態だと思う。それほど重大事案だったという認識で、徹底的に調査をしていただきたい。より踏み込んだ報道もされており、このまま調査を終わるということでは市民の納得が得られないだろう。根本的な再発防止のために、背景まで含めた徹底的な解明をお願いしたい。

総務省に対しては、本検討会の前身である一昨年の「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」コンプライアンスWGが作成した、日本郵便および日本郵政に対する監督指針の適正な執行を是が非でもお願いしたい。これらの指針の制定に当たっては、事業者との対話のサイクルを重視し、事業者の自主性を損なわない形での監督を強調していたわけであるが、この時点で調査が終えられるということであれば、もはや事業者の自主性を尊重できる段階にはないため、監督権限の発動に向けて具体的な取組を行っていただきたい。なお、これは郵便関係法令の執行にとどまらず、個人情報保護法の執行に関わる事案でもあるため、総務省は、個人情報保護委員会から調査権限の委任を受けている立場として、個人情報保護法に基づく調査もセットでやっていただくことが必要と考える。

併せて個人情報保護委員会に対しては、個人情報保護法上の調査権限が、あえて政令で個人情報保護委員会に重疊的に残されていることにも鑑み、総務省の調査監督と併せて、総体として適切な調査監督を行うことを期待している。いずれにせよ、前提として、まずは日本郵便が自身で徹底的に事案を解明することを期待している。

データ活用推進WGの報告内容について、先ほど言及した一昨年の懇談会に比べて、格段に議論が深化しており、かつ法制上の実現可能性もきちんと踏まえられた検討となっており、私が所属しているデータの取扱いWGで議論すべきことも明確になったため、適切な取りまとめに感謝を申し上げたい。

公的機関等に対する提供に関しては、弁護士会照会、災害対策、空家対策といったニーズを具体的に指摘していただいたため、ガイドラインの改正で適切に対応するための議論を続けていきたい。信書の秘密の守備範囲との関係で若干詰めきれていないところが残っているものの、どのような立場をとっても具体的な対応策をガイドラインに明記することは可能であろうと考えるため、きちんとルールを明確にするよう議論したい。

オープンデータ、ビジネスベースでのユースケースという点も、郵政が担うべき公的な役割を明確にした状態で、ユニバーサルサービスを含めた事業の継続性を正面から捉えたものと受け止めた。収益性がないと継続した事業ができず、結局公益のための活動もできないというジレンマのバランスの取り方を具体的に示していただいた報告書であった。データの取扱いWGでもプローブデータの活用等に関してヒアリング等で問題状況を把握したところであるが、ダイナミックな地図データという大きな観点から、ユースケースを具体的に見る

という形で、今後議論していきたい。

長田構成員： まず、日本郵便のデータの不適正な利用に関して、そもそも局長会が自分たちの利用にのみ使ったから問題ないと思っているのではないかと疑ってしまう。本件については様々報道されているが、アンケートの中で局長会の支援者獲得活動や政治活動のみを対象とし地域との連携や貢献活動（清掃など）を除くと書いてあるが、それが公的な活動である地域との連携や貢献活動だとしても、勝手に名簿に名前を記載したり、何か活動するということがいけないことだと思う。郵便局に対する地域住民の信頼が崩れるということは、データ活用以前の問題に戻ってしまうため、きちんと対応していただきたい。

ガイドラインの改正の部分でも、例えばゆうパック等は郵便物の対象から外れるという説明を毎回いただくが、利用者側からすると、法的な整理では違ったとしてもルールは同じく守ってほしいと思うので、確認していきたい。

不適切な利用の件でも、ゆうちょ等から情報を得たとあったが、それは入金の際に書き込んだ紙なのか、詳細は分かりかねるが、住所までであるとすればデータを見たということにもなるのかもしれないと思うため、そこも含めてきちんと確認をしていただきたい。

データ活用推進WGについて、実現可能性のあるものが並べられていると感じた。ただ、まず信頼を取り戻して初めて議論できるということになるため、日本郵政・日本郵便より決意なり約束をいただきたい。

中村座長代理： 人的・物的なネットワークと顧客基盤を生かしたデータ活用の推進は、公益にかなうことから政府で議論をしているもの。その観点から言えば、ビジネスとしての展開は自社の戦略として取り組めば良いが、政策的には災害対応やまちづくりといった公益にかなうデータ活用を期待している。また、情報銀行などの取組を通じて、経済社会で貢献することにも力を入れてもらいたい。

データ活用推進WGから報告のあった方向性というのはいずれも重要であり、最後のオープンデータの取組強化は、公的な法人として是非進めてもらいたい。ただし、それらの前提になるのは、日本郵政のデータ取扱いに対する国民の信頼感であり、それを損ねる事案に対しては断固たる姿勢を保つこと、データガバナンス体制強化を筆頭に置くことに賛成する。

増島構成員： 本検討会は、データ活用できる部分は日本郵政グループを応援しようという位置づけもあると捉えているが、不適切または違法な個人データの活用は、その基盤を揺るがすような、本当に活用を進めて良いのかと思わせる事態だと考えている。データ活用は、前提としてデータ主体に対する信頼が非常に重要であり、ガバナンス強化への取組はまさに信頼を獲得するための手段であるが、その前提部分ができてないのであれば、かなり衝撃的な話だと受け止めている。

データの取扱いWGについて、特にDV関連は非常に難しい議論であり、一般的な価値観としてはそのとおりの思いつつも、他方で郵便だけ止めてもどうにもならないことと受け止めた。制度全体で、DV被害等を防ぐために住所のデータの共有を止められる仕組みを設け、その仕組みの下で適切に郵便の転居届に係るデータも共有されない体制が整っていくような構造になっていなければ

ばならない。データは分野ごとに整理をしていると上手くいかないため、もう少し広く仕組みとして考える視点が大事である。

データ活用推進WGについて、データの活用の前提としてのトラストの確保、その手段としてのガバナンスというテーマに関しては、デジタル庁及び内閣府知的財産戦略推進事務局が、各事業者がプラットフォームにおいてどのような取扱いルールをもって規律していくか、データガバナンスの仕組みをどのように構築していくかの参考となる「データ取扱いルールの整備に向けたガイダンス」を作成している。データ利活用をしていくためのガバナンスの仕組みの構築に当たって、このようなものを是非参照いただくと良いかと思う。

また、日本郵政が持っているデータから個別に検討するのは、データ活用の観点から違和感がある。他にも様々な主体が多様なデータを保有しているため、日本郵政グループのデータから個別に仕組みを考えるよりも、より全体を横に見た方法はないかと思う。例えば、デジタル庁による全体を横に見た上でのプロジェクトの中で日本郵政グループがどのようにエンゲージしていくのかといった観点で見えていくと、そのエンゲージメントの中に民間運送事業者やコンビニ等他の事業者も加わる形でデータが統合されていくことによって、全体の負担が重複することなく、利便性が高いものができていくと思うため、是非そのような枠組みでデータ利活用を考えていただきたい。調整が難しいことも理解できるが、データ本来の活用の在り方、活用の仕組みの作り方はそうあるべきであり、デジタル庁もそのようなアプローチで日本のデータ戦略を進めていくことを民間事業者、公的な事業者に対して問いかけているため、そのようなところに参画する目線も持っていただきたい。

森構成員： 冒頭のデータ流用の問題について、さらなる調査と適切な法執行を進めていただかなければならない。データ活用推進WGの報告の中で、日本郵便は、まずは国民利用者の信頼を得るためガバナンスの体制強化に取り組むべきと言及があったが、もったもである。既に多々指摘があったとおり、国民利用者の信頼が損なわれている状態にある。本件は、やはり一般的な情報漏えいではなく、局長会との関係によるものであったと考えられるため、そういった意味での本件の発生原因についてある程度解明されなければ、再発するのではないかと多くの方が考えてしまうのではないか。そのため、原因調査とともに、局長会とやり取りをしていただかないと信頼回復やガバナンスの構築には繋がらず、利活用に踏み込んでいけないのではないか。

郵便のデータで重要なことは、国民としては利用せざるを得ない立場で郵便を利用しており、好んでデータ提供をしているわけではない。それが郵便局の公共性ということであり、日本郵便は他の民間事業者と同じというわけにはなかなかいかない。郵便局の公共性を利用者側から見た場合に生じてくる特別な要請に寄り添った考え方をしていかなければならない。データ活用推進WGの取りまとめは、ガバナンスと国民の信頼の確保及び公共的利用を優先すべきであることが明確にされており、かなり利用者側の考え方に沿った形で整理をしていただいている。

データの取扱いWGについては、住所の情報は、個人情報であるのみならず、生活の平穩、場合によっては身体・生命の安全にも関わるような情報であることから、適切な取扱いをするべきというご意見をWG構成員皆様と共有して、進めていきたい。

山本構成員： 地方自治体は郵便局以上に機微に触れる情報を多く持っているが、チャレンジャーだと考えている。

前橋市がICTに関心を持って取組を始めたのは、施工不良が原因でブロック塀が倒壊して犠牲者がでた事件で、空家問題が注目されたことがきっかけであったと記憶している。地方自治体は、空家の所有者を確認するために、空家バンクを構築したり、様々な空間情報の専門家と連携しながら、スマートメーター、サーモグラフィ、ドローン観察、明かりの点灯の有無による確認をしたりと、様々な努力を重ねてきている。

住民基本台帳は居住実態と必ずしも一致しないため、住民基本台帳のみでは自治体ができることは少ない。例えば発災時の対応、危険な空家の除去といった問題が起きた際の情報として、是非郵政のデータを活用したいと願っている。民生委員や消防に渡すデータの正確性が低いことが現実であり、そのような状況ではデジタルツインは活用できない。DV被害への懸念も挙げられているが、DV被害等に係る情報を持っているのは自治体であるため、郵便局のデータと組み合わせれば、DVやストーカー被害者の方は別にチャンネルをつくることも可能であるということだけはお伝えしておきたい。

まずはどこに課題があるのかを知ることが最優先であり、問題の所在を明確にするためのデータ利活用は公益性にかなうものと考え。いかに利活用を推進するかよりも、いかにデータを守るかという議論になるとするならば、最後は信頼されるしかない。

例えば、活用方法の一つとして、デジタルツインを活用して前橋市の街路全体をデジタルシミュレーターで走り回り、集約した危険箇所を優先的に工事をするという取組も考えられる。このように課題を把握するための活用方法というのは市町村でしかできないものであり、自治体を信頼していただくしかないのではないかと思う。

庄司データ活用推進WG主査： データ活用推進WGの議論を評価いただき感謝。

先ほどの報告の主旨は、データ活用を進めるのであれば、順番を踏んでいった方がスムーズであろうということ。また、日本郵便の問題の再発防止への取組についても、デジタル化を進めることが役に立つだろう。異常を発見しやすくなる面もあると同時に、業務改善や将来の積極的なデータ活用の基盤に繋がることを改めて強調させていただきたい。

谷川座長： 両WGでの深い議論に感謝。これまでの議論をとおして、公的な部分は大分ニーズも顕在化したかと思うが、ビジネス面では様々な可能性がある中で、より幅広に議論をしても良いかと考えた。

特に業務効率の改善の部分で、コストを下げるという意味でのDXの活用をより本格的に進めていく際に、制約となるようなルール等があるかといったことも議論の中に入れていくのが良いかと考えた。

小池日本郵便常務： 各WGにおいて、信書の秘密及び個人情報保護の解釈の整理や日本郵便が保有するデータの有効活用に向けて、構成員の皆様に議論いただき改めて感謝申し上げます。

また、個人情報の不適切な取扱いが発覚し、それについて調査を行い公表し、

処分を行うといった事態を発生させていることに関して、改めてお詫びを申し上げる。様々な報道がなされているが、必要な調査については、詳細含めて行っており、今後、ガバナンスの強化に向けしっかりと対応していきたい。

その上で、まずデータの取扱いに関して、改正個人情報保護法を受けた郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案の内容を踏まえ、日本郵便においても適切に準備を進めて対応してまいりたい。

転居届に係る情報と、郵便法第8条及び個人情報保護法との関係についても引き続き議論いただくということで、DV等の対応も含めて、可能な限り明確なガイドライン及び解説の策定に期待申し上げる。

データ活用推進に関しては、日本郵便としても、非常に重要な課題だと考えており、社内でも議論しているところ。公的な観点、技術の観点はいずれも重要と認識しており、日本郵便が保有するデータが社会に新しい価値を生み出せるよう、具体的な活用の方策についても検討してまいりたいため、引き続き議論のほどよろしくお願い申し上げます。

改めて、不適切事案について大変申し訳なく、しっかりと今後の対応をしていきたい。

大角日本郵政 DX 推進室長： データガバナンスの重要性につき、多くの構成員の皆様からご意見をいただいた。個人情報の管理、保護、強化は当然のことである。将来、データの利活用が進められるようになって、ブレーキ機能がしっかりしていなければアクセルは踏めないため、ご意見をしっかりと踏まえ、体制を強化していきたい。

データ活用推進WGでは、ニーズを踏まえた深い議論ができ、感謝申し上げます。業務効率化へのデータの活用については、日本郵政グループ自身が必要性を感じているため、できることをできる範囲で進めている。関連して、紙の申込書の電子化等も進めている。

ビジネスとしての活用については、お客さま情報を使うことは管理、保護、強化が先決であり、情報によっては好んで郵便局に個人情報を提供したわけではないというお客さまも多くおられるため、慎重な検討が必要と考えている。

一方、お客さま情報を含まないデータについては、保有データの活用に社会的にも意義があるというご意見をいただいた。プローブデータと郵便法の関係の明確化など、法的な位置づけのクリアが必要なものもあり、また、社会的受容性についても十分勘案する必要はあると認識しているが、検討を進めていきたい。

(3) 閉会

(谷川座長の宣言により閉会。)

(以上)